

びしん貯蓄預金スイングサービス規定

1. (スイングサービス)

(1) びしん貯蓄預金スイングサービス（以下「このサービス」といいます。）は、あらかじめ指定された日に指定された方法により、普通預金口座と貯蓄預金口座との間で預金口座振替を行う取引をいいます。

ただし、普通預金口座と貯蓄預金口座は、同一店内・同一名義の預金に限ります。

(2) 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の「貯蓄預金スイングサービス依頼書」の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立するものとします。

2. (口座振替方法の確定)

貯蓄預金への振替は、振替指定日（当金庫の休日にあたる場合は翌営業日）の前営業日の普通預金最終残高が振替ラインを越えた時に取扱います。ただし、振替ラインを超えた金額が振替単位に満たない場合は、お取扱いしません。

3. (普通預金から貯蓄預金への口座振替)

振替金額は、振替ラインを超えた金額で振替単位の整数倍とします。その際、振替限度額の指定がある場合は、その限度額とします。

また、貯蓄預金への振替は当金庫所定の自動振替によりますが、振替時の普通預金残高が振替金額に満たない場合は、その振替処理は行いません。

4. (払戻請求書、通帳提示の省略)

このサービスによる資金の移動時には、普通預金規定、定期性総合口座規定、貯蓄預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

5. (スイングサービス取扱手数料)

このサービスの利用にあたっては、振替の都度、普通預金口座より当金庫のスイングサービス取扱手数料を預金通帳および払戻請求書なしで自動的に引落します。

6. (届出事項の変更・解約)

(1) このサービスの届出事項の内容を変更するときは、あらかじめ書面により当店に届出てください。

(2) このサービスは、指定された普通預金口座または貯蓄預金口座が解約されたときに同時にこのサービスも解約されたものとします。

(3) このサービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただ

し、当金庫に対する通知は書面によるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めない事項については、別途交付の普通預金規定、定期性総合口座規定または貯蓄預金規定により取扱います。

8. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上